

改正証券税制Q & A〔平成20年9月16日発行〕の本文中、次のような誤りがありましたので、お詫びして訂正させて頂きます。

〈40ページ〉

税務研究会出版局

誤り

【不動産投資信託（R E I T）・上場投資信託（E T F）の配当等に適用される控除率】

Q 省略

A

不動産投資信託（R E I T）及び上場投資信託（E T F）の配当等は、証券投資信託の収益分配金ではなく、株式・出資の配当金として配当控除額を計算します（所法92①、措法8の4①一、9③）。

を次のように訂正して下さい。

正

【上場投資信託（E T F）の配当等に適用される控除率】

Q 省略

A

上場投資信託（E T F）の配当等は、証券投資信託の収益分配金ではなく、株式・出資の配当金として配当控除額を計算します（所法92①、措法9③）。

なお不動産投資信託（R E I T）の配当等は、配当控除の対象にはなりません（措法9①七）。